

2023年切実な要求実現を求める要望書（総括）

日頃より、医療や介護、教育、暮らしの向上など市民生活を守るとともに、桜井市の発展のためご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

私たち桜井市社会保障推進協議会（略称 桜井社保協）は、毎年のキャラバン行動や桜井市との懇談を通して地域の実態を共有するとともに、切実な要求の実現や課題の解決に取り組みを進めてきました。

昨今のロシアによるウクライナへの侵攻や、パレスチナのイスラム組織ハマスとイスラエルのガザ攻撃など戦争の心配がひろがっています。桜井市社保協でも毎年、平和行進国民運動で核兵器のない平和な世界の実現を呼びかけてきました。

新型コロナウイルス感染症は、現在、9波という状況であり、冬には10波という状況になりかねません。今、コロナ危機で仕事や所得が減少し、生活が困窮している市民も少なくありません。また、物価が高騰し、教育費の負担や住宅ローンの重い負担もあり、コロナによる生活の悪化が続いています。

医療、介護をはじめ社会保障は、まちづくりそのものであり、また、社会保障の活動こそ経済活動を発展させるものです。社会保障は地域経済に貢献する「持続性」のあるもので「一過性」のものではないと考えます。

桜井市社会保障推進協議会は、2002年5月の結成以来、医療・介護、子育て、生活保護など社会保障制度のより一層の充実や、日々の暮らしに関わる様々な要求実現に向けて草の根からの活動を続けてまいりました。今回も市民のいのちと暮らしに関わる切実な要望を提出いたします。ご検討の上、是非とも文書でのご回答をお願い申し上げます。

記

【1】 桜井市の環境問題について

1. 昨年のCOP26で目標とした、地球温暖化ガスの排出量はロシアのウクライナ侵攻や異常気象などで増加をし、ガスの排出量を2010年度比50%削減という、2030年の目標達成には厳しい状況となっておりテンポをあげた取り組みが求められます。

(1) 従来のゴミ袋から、環境に優しい材質のゴミ袋に転換してください。バイオマスプラスチック袋や、再生プラスチックを活用したゴミ袋のメリットやデメリットを研究し、市民にその研究結果を公開し、市民に経済的な負担のないような形で、早急に切り替えてください。

【回答：環境部】

現在、市指定ゴミ袋については、強度等の品質を優先しポリエチレン製のごみ袋を採用しております。ご指摘のバイオマス原料を使用したゴミ袋については、焼却した際のCO2削減を可能とする環境配慮型のごみ袋であると認識しております。

今後、さらに情報収集を行い、環境配慮型のごみ袋導入に向け、研究してまいりたいと考えます。

(2) 脱プラスチック社会に対応したゴミ収集のあり方を研究し、実施してください。

【回答：環境部】

脱プラスチック社会に対応したゴミ収集の在り方として、全国的にプラスチックごみの分別収集と資源化が検討されています。

本市におきましても、国や県と連携し、プラスチックごみの分別収集と資源化について研究してまいります。

(3) 2025年12月から稼働予定の新たなゴミ焼却施設を使用した場合、地球温暖化ガス排出量を国際目標に見合う基準値以上に、抑えるための研究と実行に取り組んでください。

【回答：環境部】

本市が計画している焼却施設の基幹的設備改良工事は、令和5年度及び令和6年度に工事を行い、令和7年度から稼働予定となっています。

この改修工事により、流動床式ガス化溶融炉からストーカ炉へ方式を変更するとともに、処理能力を現状のゴミ排出量に見合った規模に見直しを行うことから、施設の稼働の際に発生するCO₂を、従来施設より大幅に削減できる見込みであります。

一方、国際的な地球温暖化ガスの排出削減目標は、2050年までにカーボンニュートラルの達成が掲げられております。

本市の焼却施設の稼働にかかるCO₂排出量削減についても、世界の潮流に遅れることなく、国の方針に基づき、2050年までに実質ゼロを目指す必要があると考えております。

2. 大和高田市、橿原市、五條市、宇陀市などでは、祭日や振替休日であってもゴミの収集を行っています。月・木コースは、月曜日が祭日または振替休日となり、未だに燃やせるゴミの収集回数に不公平が生じています。桜井市でも、祭日や振替休日であってもゴミの収集をおこない引き続き是正をしてください。

【回答：環境部】

燃やせるごみの収集日が、月・木コースの市民の皆さまには、月曜日が祝祭日又は振替休日となり、年度によっては休日が増えておりますことから、燃やせるごみの収集回数に不公平が生じ、大変ご迷惑をおかけしております。

すべての祝祭日や振替休日の収集については、職員の出勤体制や人員配置等クリアすべき課題もあり、収集及び施設全般の業務に波及することから、非常に困難な状況にあります。

今後も、収集日の間隔が開きすぎるなど市民サービスに支障が生じることのないよう、可燃ごみの収集にできるだけコースの違いによる不公平の生じないように、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

3. 新焼却施設整備後の委託期間について

委託期間の設定については、5年程度の中期的な委託管理契約が適正な検証がおこなえる期間として検討してください。

【回答：環境部】

委託期間の設定につきまして、奈良県内の他市町村では10年間以上の委託管理契約を締結している事例がありますが、本市については安定稼働や費用対効果を考慮し、適切な委託期間を設定していきたいと考えております。

4. 新施設整備後の運転管理の方法について

新施設に改造後のストーカ炉方式ではガス化溶融方式に比べて、運転管理が容易になるため、運転管

理を市の職員と外部事業者が一体でおこなうことによって業務監視が保障されます。ぜひ、検討してください。

【回答：環境部】

新施設整備後の焼却施設の運転管理につきまして、ストーカ焼却方式による運転管理が容易になるため、外部事業者への委託範囲の設定と市が直接調達する範囲の設定が可能となります。今後、安定稼働や費用対効果を考慮し、外部事業者への適切な委託範囲を設定することにより業務監視の保障にもつながりますので、検討していきたいと考えております。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場の埋め立て事業は終了しましたが、引き続き市は県とも協力をしながら処分場の悪臭対策、水質管理、産廃場の崩落防止対策について、安全が完全に確認されるまで監視を続けてください。

【回答：環境部】

市といたしましては、平成 26 年 5 月 28 日に当該最終処分場及び周辺的环境保全を図ることを目的として、事業者と環境保全協定書を締結しました。これに基づき、奈良県と地元 4 ヶ大字区長の立ち会いのもと、臭気検査や水質検査を定期的に行っております。

今後も指導監督責任のある県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分な監視を行っていききたいと考えております。

6. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を各小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表をおこなってください。

【回答：環境部】

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内 4 ヶ所（奈良市・下市町・宇陀市・大和高田市）で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、正常値の範囲内となっております。

桜井市におきましても奈良県景観・環境総合センターより、空間放射線量率測定器（サーベイメータ）を借り、桜井市役所・グリーンパーク・大福小学校付近・纏向小学校付近・初瀬小学校付近の 5 ヶ所におきまして、去る、令和 5 年 10 月 19 日、空間放射線量率の測定を行い、測定結果は次のとおりで、いずれも正常基準値の範囲内でありました。

- ・桜井市役所 0.05 μ Sv / h
- ・桜井市グリーンパーク 0.08 μ Sv / h
- ・大福小学校付近 0.04 μ Sv / h
- ・纏向小学校付近 0.05 μ Sv / h
- ・初瀬小学校付近 0.05 μ Sv / h

【参考】令和 4 年度測定結果（正常値の範囲内（1.00 μ Sv / h 未満））

- ・桜井市役所 0.06 μ Sv / h
- ・桜井市グリーンパーク 0.09 μ Sv / h
- ・大福小学校付近 0.04 μ Sv / h
- ・纏向小学校付近 0.05 μ Sv / h
- ・初瀬小学校付近 0.07 μ Sv / h

7. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「桜井市地域新エネルギービジョン」の策定を行ってください。

（1）民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金交付制度を再度行って下さい。

【回答：環境部】

桜井市におきましても、平成 25 年 7 月 1 日から住宅用太陽光発電設備設置奨励金交付制度を開始し、

桜井市商工会が発行する1件当たり5万円分の桜井市内共通商品券により交付してきました。

本制度は、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの普及推進を目的に、太陽光発電設備設置費用が高額であった初期に、その設置費用の一部を市内共通商品券により助成するもので、太陽光発電設備の導入を後押しする一定の効果があつたと考えています。

その後、全国的に太陽光発電設備の普及が促進されるに伴い設置費用が低下してくるなど、初期の頃に比べて太陽光発電システムを設置しやすい環境が整ってまいりました。

そうした背景から、周辺自治体の中では、助成制度を見直す状況となってきたところ、本市におきましても、これらの状況を総合的に判断し、平成30年度限りで本件制度を廃止することといたしました。

しかしながら、2050年カーボンニュートラル宣言以降、国においては、脱炭素社会の実現に向け民間住宅への太陽光発電設備の設置を促進する施策についても、改めて着目されていると聞いております。今後、そうした国の動向に注視し情報収集していきたいと考えております。

(2) 桜井市でも若い世代で太陽光パネルを屋根に設置をしている家が目立ってきました。桜井市として環境に優しい居住空間を志向する市民や企業への支援をしてください。

【回答：環境部】

先ほどの太陽光発電設備の普及促進にも関連いたしますが、地域脱炭素促進に向けた個人への支援策等が様々に着目されていると認識しております。今後、そうした国の動向に注視し情報収集していきたいと考えております。

(3) 県内の自治体で、メガソーラー基地建設が問題になっています。それに対して桜井市の実態はどうなっているのか、環境保全やまちづくりの観点からメガソーラー基地についてどのように考えておられますか。

【回答：環境部】

太陽光発電の中でも、出力が1MW（メガワット；1000KW）を超える大規模システムをメガソーラーと言います。

本市では、当該施設設置行為者に対し、法令等に基づく関係行政機関、県、市関係部署との連携のもと、法の定める許認可手続きを行い、これまで市内に2箇所の施設が設置されております。

ご指摘のとおり、メガソーラー基地建設の際、林地開発行為を伴う場合にあっては土砂災害のリスクの増加や森林伐採による景観の悪化等のほか、平地における設置にあっても設置後の反射光害による周辺住民の生活環境に対する悪影響等が問題視されていることは承知いたしております。

これらのことから、奈良県では、令和5年10月1日に奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例が施行されております。

一方で、カーボンニュートラル社会実現に向けた地域脱炭素の促進においては太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギーの普及促進にも大いに着目されていることがあげられます。

このことから、本市といたしましては、地域の安心安全を最優先としつつ、地域脱炭素社会実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進にも努めていくことが求められていると考えております。

今後、こうした計画策定や施策の実施に向けては、地域の安心安全と脱炭素促進のバランスを図り、進めてまいりたいと考えております。

【2】 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 桜井市休日夜間応急診療所において、平日の夜間の内科の応急診療について受診者数が少ないという理由で木曜日だけに縮小されましたが、市民の要望があれば、再度、再開してください。また、小児科も診察できる医師を配置してください。

【回答：けんこう増進課】

桜井市休日夜間応急診療所の運営にあたっては、桜井市医師会のご理解とご協力のもと、平成28年8月から市保健福祉センター「陽だまり」において診療を行ってまいりましたが、約2年間の利用状況を検証し、平成30年8月から、木曜日の夜間と日曜、祝日のみの開設としております。この運営縮小につきましては、それまでの利用実績を元に市医師会や桜井市休日夜間応急診療所運営協議会でもご協議いただき、承認をいただいたものであります。

そのうち、木曜日夜間の診療については、休診している市内医療機関が多いことなどもあり、これまでの利用実績と照らし合わせ、受診者数が多かったことなども考慮し、現在も開設しております。

新型コロナウイルス感染症による診療体制においては、開設日の平均利用者数は、3人程度で推移していましたが、「診療・検査医療機関」に登録した令和5年9月からの開設日の平均利用者数は12人程度に増加しています。しかし、木曜日の平均利用者数は、1人程度であり、市民から休日夜間応急診療所の開設曜日の再開についての要望は、寄せられておりません。

小児科医の配置につきましては、医師の高齢化や、慢性的な小児科医師の不足などにより、医師の確保が難しい状況ではありますが、日曜日、祝日には、診療科目として小児科も受け入れをしております。

2. 福祉医療（子ども・障がい者・ひとり親家庭など）制度を、窓口負担をなくし、完全無料にしてください。また、子どもの医療費助成制度が4月から高校を卒業するまで無料となり、来年の8月からは中学校を卒業まで現物給付になりますが、18歳まで対象者を広げて下さい。

【回答：保険医療課】

福祉医療制度は、医療保険制度の一部負担金を助成することで、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、県の補助を受けて実施しています。県の補助基準では、通院や入院において1レセプトごとに500円・1,000円の一部負担金を対象者が負担することになっており、また、現在の本市の財政状況のもとでは完全無償化とすることは困難と考えます。

子ども医療費助成制度の対象者を高等学校卒業まで拡大し、かつ、医療費を完全無償化とすることは、財政的に厳しい状況ですが、令和5年4月1日診療分から自動償還払方式ではありますが、子ども医療費助成の対象年齢を高校生世代まで拡大いたしました。子育て支援の充実を図るため、現在、自動償還払方式となっている小中学生、高校生世代についても、令和6年8月からの現物給付方式導入に向けて、奈良県及び県内全自治体が連携して取り組んでおります。

3. 妊産婦への医療費の一部を軽減するなど助成をしてください。

【回答：けんこう増進課】

現在、妊婦健康診査にかかる費用について最大14回まで公費負担しています。また、令和3年10月から多胎妊婦には、上記に加えて、1回5,000円を上限に最大5回まで追加の費用助成を実施しております。

一方、妊産婦が病気やケガで入院や通院した場合に、医療機関に支払う一部負担金を助成する「妊産婦医療費助成制度」は、妊産婦やその配偶者の経済的負担を軽減することから注目されており、奈良県議会が国に対し、平成30年12月に妊産婦医療費助成制度を創設するよう強く要望しています。しかし、現在のところ要望は実現しておりません。

このような中ではありますが、市単独での一部負担金の助成については、現在の財政状況のもとでは実施困難であると考えております。

4. 実施中の精神障害者医療費助成制度の適用については、3級までの手帳所持者すべてを対象にしてください。

【回答：社会福祉課】

精神障害者の医療費にかかる助成制度につきましては、自立支援医療の精神通院にかかる医療費自己負担分の助成に加えまして、平成27年4月より精神保健福祉手帳1級の方について全診療科目の入院・通院を対象に、平成28年8月より2級の方も対象に加えるという形で、段階的に拡充してまいりました。

このたびのご要望の、助成制度の更なる拡充・見直しにつきましては、他の重度障害者助成制度との公平性からも検討が必要でありますので、現在のところは困難であると考えております。

今後も障害者福祉をめぐる国や県の動向を注視しつつ、障害福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

5. 政府は現行の健康保険証を来年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決しました。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は、公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされます。患者も医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一本化は直ちにやめて、現行の保険証を残すよう国に働きかけて下さい。

【回答：保険医療課】

健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードをもたない人には資格確認証を交付し、引き続き保険診療を受診していただくことができます。健康保険証の廃止に基づく運用につきましては、国からの通達等に従い、被保険者の方が安心して受診できる体制を整えてまいります。

6. 経済的に医療費の支払い困難な場合には、無料または低額診療事業がありますが、調剤薬局は認められていないため処方箋を薬局に出さなかったり、服用回数を減らしたケースもあり治療に影響を及ぼすおそれがあります。調剤薬局でも受けられるように国に要望してください。

【回答：社会福祉課】

現在、県では無料低額診療の調査を行う際に、実施医療機関から院外処方箋の薬についても対象に加えるようにと要望書が提出された場合には、その要望書を国に届けるという形式で、要望を行っているとのこと。

今後は、県の形式を参考にするとともに、奈良県市長会を通じるなど、国への要望に向け他市とも連携を図ってまいります。

7. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

(1) 保護基準の引き下げを行わないよう、国に申し入れてください。

【回答：社会福祉課】

令和5年度に近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から厚生労働省社会・援護局長に対して提出した要望書において、原油価格、電力や食料品等価格の高騰が留まらないことを踏まえ、生活保護制度全般についての要望を行っています。

(2) 生活保護申請について・保護を申請する人に対しては誠実に対応してください。生活保護法に違反する「水際作戦」はやめてください。

【回答：社会福祉課】

生活保護申請者には誠実に対応しております。生活保護の相談を受けた場合もいわゆる「水際作戦」と受け取られる対応は行っておりません。

今後も相談者の立場を理解し暖かい配慮のもとに、相談をお受けします。

(3) 保護のしおり及び申請用紙は常時、窓口においてください。

【回答：社会福祉課】

保護のしおりは常時窓口においております。しかし、申請用紙につきましては、保護の相談を受けた時に保護のしおりを見てもらいながら説明をし、申請意思を確認した場合にお渡ししております。

申請用紙を窓口においていないのは、保護の制度をしっかりと理解していただくため、職員より手渡しさせていただいているからです。ご理解の程お願いいたします。

(4) 熱中症対策、寒さ対策について

・エアコンの必要なすべての人に保護費で設置できるよう、国に申し入れてください。国による設置が実現するまでは市単独で補助、支給を行なってください。

【回答：社会福祉課】

エアコンの設置については、令和5年度に近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から厚生労働省社会・援護局長宛てに、真に必要と認められる被保護世帯に対し冷房器具の購入に必要な費用を支給できるよう要望を行っています。

なお、市単独で補助、支給を行うことは非常に困難です。現状においては国の制度でカバーできないエアコン設置費用については、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を案内しております。

・夏季一時金の給付について国に申し入れてください。国の受給が実現するまでは市単独で補助、支給を行なってください。夏季一時金の給付がなければせっかくエアコンがあっても使えないのが実情です。

【回答：社会福祉課】

令和5年度に近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から厚生労働省社会・援護局長に対して提出した要望書において、熱中症対策の重要性を指摘したうえで、夏季加算の新設を要望しています。

なお、市単独で補助、支給を行うことは非常に困難です。

・冬季暖房費の増額を国に申し入れてください。国の増額給付が実現するまでは市単独で補助、支給を行なってください。

【回答：社会福祉課】

令和5年度に近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から厚生労働省社会・援護局長に対して提出した要望書において、原油価格、電力や食料品等価格の高騰が留まらないことを踏まえ、生活保護制度全般についての要望を行っています。

なお、市単独で補助、支給を行うことは非常に困難です。

・エアコンの修理費は、家屋修繕費として扱ってください。

【回答：社会福祉課】

クーラーの修理費用については、生活保護法や関係通知に基づき、他の電化製品等の修理と同じく、受給されている生活保護費の中から、まかなっていただいております。

なお、市単独で補助、支給を行うことは非常に困難です。

(5) 通院のための交通費は原則支給すべきであることを徹底してください。

【回答：社会福祉課】

通院のための交通費については、一定の要件を満たせば支給可能です。周知徹底については、生活保護のしおり等によりこれからも続けてまいります。

生活保護の実施にあたっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。

また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。

(6) 生活交通費、食料費の高騰に対する臨時給付を市独自に行ってください。

【回答：社会福祉課】

国の施策にはなりますが、令和4年度には、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増をふまえ、非課税世帯に対し5万円の給付を行いました。

また、令和5年夏には、同じく電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増をふまえ、非課税世帯に対し3万円の給付を行いました。

現在は、同じく電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増をふまえ、非課税世帯に対し7万円の給付をする準備を行っています。

これらの給付金の対象には、生活保護受給者も含まれていることから、生活保護受給者に対する市独自の給付金を行う予定はありません。

8. 介護保険制度の充実のために

(1) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。特に低所得者のホテルコスト（食費、居住費）について具体的な補助を実施してください。

【回答：高齢福祉課】

介護保険法では自己負担が一定額を超えたときは申請していただくことにより、その超過分が払い戻され、負担が軽減される仕組みとなっております。また、ホテルコスト（食費、居住費）についても、低所得者の利用者負担は申請していただくことにより、所得に応じた負担限度額が設定され、負担の軽減が図れる制度となっております。これらのことから、利用者の一部負担に市独自で補助を行うことは考えておりません。

(2) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、行き場のない高齢者をなくすために、施設入居待機者の詳細な実態調査をおこない、必要数に基づいて計画的に施設・居住系サービスの整備を進めてください。特養ホームの入所は要介護3以上の基準を機械的に実施せず、要介護者の身体的・社会的必要性に応じて判断してください。

【回答：高齢福祉課】

特養入所待機者数については、奈良県が毎年4月に調査を実施しており、その調査結果も考慮し、施設整備に反映させております。

要介護3未満の認定者についても、その個別の必要性に応じて、入所を検討する仕組みが設けられており、特別養護老人ホームからの特例入所にかかる意見照会に対して、重度の認知症、知的障害、精神障害、独居で地域や介護サービスの供給が不十分、養護者による虐待を受けている事例等、居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合は、市として特例入所の要件に該当する旨を回答しています。

(3) 一人暮らしの認知症に対する対策を確立してください。

【回答：高齢福祉課】

一人暮らしの認知症者に対する対策として、介護保険事業計画に則り、24時間対応の地域密着型サービスの整備を進めております（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の併設施設 2施設整備済）。

また、認知症等により外出中に道に迷うおそれのある高齢者のための見守りシール（QRコードシール）交付事業を実施し、現在43名の方に利用していただいております。既存の介護保険サービスでは、福祉用具貸与としてGPS機能付きの用具も利用していただくことができます。

その他、老人クラブ会員等による一人暮らし高齢者の見守り活動や新聞配達業者・郵便局等民間事業者の協力による地域見守り活動など、地域の協力をいただき対象者の在宅生活が継続できるよう取り組んでおります。

(4) 「終末期」の人において例外給付申請（要介護2以上、また申請中）においては、回答待ちや自費扱いでの利用料の説明もしなければならず、在宅療養の不安と経済的負担があるのが現実です。このようなことから「終末期」と医師の診断がある人に対しては、申請を無くして例外給付を認めてください。

【回答：高齢福祉課】

福祉用具の貸与の取り扱いについてですが、要支援1・2及び要介護1の方に対しては、原則ベッド・ベッド付属品・床ずれ防止用具等が貸与できないこととなっております。ただし、末期がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り等が困難となることが確実に見込まれる方については、市町村の判断により福祉用具の貸与が可能となっております。

判断に際し、本市も医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書等）やサービス担当者会議での適切なケアマネジメントにより、真に貸与が必要と判断された経緯を確認のうえ、貸与決定を行っております。

末期がん等の方をはじめ、迅速に介護サービスの提供が必要となる場合に対応できるよう、関係事業所に対し迅速に暫定ケアプランの作成を指示すると共に、桜井宇陀広域連合での認定事務がスムーズに進む

ように努めております。また、医療機関からの退院後、切れ目のない介護サービスの提供ができるよう、医療機関と介護事業所との情報共有・連携を図ることにも取り組んでおります。

- (5) 介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するように国に要望して下さい。また、介護保険会計への一般会計からの繰り入れをおこなって保険料を引き下げてください。また、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者の保険料を大幅に軽減するための減免制度を拡充してください。

【回答：高齢福祉課】

介護保険料は介護給付費が増大するに伴い増額になる仕組みとなっております。介護保険の運営は、公費負担が 50%（うち、市の一般財源は 12.5%）、現役世代が 27%、65 歳以上の方が 23%を負担するよう定められております。相互扶助の精神に基づき、高齢者自身もその輪に加わっており、市の一般会計を繰り入れ、高齢者の介護保険料を軽減することは定められた負担割合を超えて他に転嫁することとなり、相互扶助の精神を否定することにもなりかねません。

原則、定められた枠組みの中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額となるよう対応すべきであり、一般会計からの繰り入れについては慎重に検討すべきと考えております。

今後の介護保険をめぐる情勢の変化等に応じて、現在の負担割合での事業運営に支障をきたすと判断する場合は、国庫負担を含めたそれぞれの負担についての見直しを、奈良県市長会等を通じて国に要望していきたいと考えております。

なお、第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料は原則として所得状況に応じて、保険料の段階設定を行っております。住民税非課税の第 1 段階から第 4 段階の低所得者の方に対しては軽減を行っており、基準額保険料に対して、令和 5 年度は、第 1 段階は 30%に、第 2 段階は 50%に、第 3 段階は 70%に、第 4 段階は 90%を適用しております。

その他、介護保険料の軽減については、高齢者やその属する世帯の生計を維持する方（生計中心者）が、罹災、死亡等の事情によりその世帯の収入が激減し、生計を維持することが著しく困難になったと認められるときは、介護保険料の減額・免除を実施しております。

- (6) 介護職員が足りない状況にあります。市独自で給料補助や育成に関する研修等、介護職員確保の対策を考えてください。

【回答：高齢福祉課】

介護ニーズの増大や労働環境に対する不安や不満等の現状により、介護業務に係る労働力供給の確保、雇用管理の改善、若年層の介護の仕事への理解など、国全体が課題としてとらえ、これらの解決に向けてさまざまな取組みを実施しており、市財政の状況も考慮しますと、市独自での給料補助は困難と考えます。育成や研修等については、国、県や各種関係機関と連携しながら、介護職員数の安定的な確保及び介護職員の向上に努めていきたいと考えております。

9. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- (1) 2020 年 4 月国民健康保険県単位化が始まりましたが、保険税（料）の軽減など市民が安心して医療を受けられる制度にするため、市として一般会計からの繰り入れや財政調整基金の活用、国に対しては国庫補助金の増額、県に対しては独自の繰入をおこなうよう働きかけてください。

【回答：保険医療課】

保険税の軽減を図るための一般会計からの法定外繰り入れは、当市では行っておりません。平成 30 年度から開始された県単位化による令和 6 年度からの保険料水準の統一のために、法定外繰り入れについては、解消・削減の取組みが推進されています。

しかし、保険税を原資として県に支払う事業費納付金制度において、県に支払う納付金が想定より増加した場合や被保険者数の減少等で、保険税だけでは支払いできない事態が発生することも想定してござい

す。

そのような場合においては、財政調整基金を活用することとなり、結果として被保険者の負担を抑制することになると考えております。引き続き、国・県に対する要望は行なっております。

- (2) 国保税の差し押さえについては機械的におこなわず、税滞納世帯の経済状況を丁寧に聞き取り、また、保険税の滞納を理由とする保険証の取り上げや、短期証、資格証の発行についても一方的に行わずきめ細かく相談に応じてください。

【回答：保険医療課】

国保税の徴収につきましては、納税の義務、財源の確保及び公平性の観点から、徴収の強化に取り組んでおります。また、滞納世帯に対する短期被保険者証、資格者証明書の発行等についても、納税相談等による十分な聞き取りをさせていただく中で対応しております。差し押さえにつきましても、事前に通知等を行い、納税相談の機会を設けられるよう十分配慮して対応しております。

- (3) 国保税滞納世帯に対する分納は、生活再建ができる分納制度にしてください。

【回答：保険医療課】

保険税の納付が困難な世帯については、面談等により被保険者の生活状況を十分に聞きとりさせていただき、分納等を含む納税相談を行なっております。

- (4) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障がい者、ひとり親世帯への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化してください。今年の冬は、インフルエンザだけでなく新型コロナウイルス感染症も流行する可能性もあります。インフルエンザに感染し、体力が回復していない状況で、新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高まると考えられています。65歳以上の自己負担金を減額または無料にしてください。

【回答：けんこう増進課】

インフルエンザ予防接種の公費負担については、国の定めに則り、65歳以上の人を対象に実施しており、対象者を全年令に拡大し任意接種に公費負担することは、現在の財政状況のもとでは実施困難と考えており、65歳以上の人についても、自己負担金については、これまでどおり1,500円をいただいております。

また、障害者手帳をお持ちの人については、60歳から64歳でも障害の種類により接種可能な場合もあり、事前にお問い合わせをお願いしています。

生活保護受給者については、病院窓口で「生活保護受給者証」を提示していただければ無料で接種していただけるよう、医療機関と連携し手続きの簡素化に努めています。

また、昨年度と同様、臨時的な措置として、来所を避け、低所得世帯（非課税世帯）に該当する人については、課税状況の確認を電話でお受けする方法で対応しております。

- (5) 子どもの均等割りの減額措置が、未就学児までと限定されていますが国の制度となりました。引き続き18歳以下の均等割りはなくすよう、国に働きかけてください。それまでは市が助成するようにしてください。

【回答：保険医療課】

子どもの均等割り保険税の減額措置につきましては、未就学児の被保険者均等割り5割軽減にとどまらず、18歳以下のすべての子どもに係る被保険者均等割保険税廃止とするよう、奈良県・近畿・全国市長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

10. 後期高齢者医療制度について

- (1) 国は今年10月から75歳以上の医療費窓口負担（単身者年収200万円以上、複数世帯300万円以上）を2割に引き上げました。2割負担は高齢者の命と暮らし、健康を守るうえで、大きな影響を及ぼしています。市として国に値上げをやめさせるよう働きかけてください。

【回答：保険医療課】

後期高齢者の窓口負担の改正は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴うものです。これは、国が、令和 4 年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくための取り組みを目指して実施するものです。

窓口負担増による受診抑制が起こることが懸念されるため、国が暫定的な配慮措置を講じていますので、市としましては奈良県や奈良県後期高齢者医療広域連合と連携しながら対応してまいります。

(2) 普通徴収の対象者は被保険者全体の 3 割近くを占めますが、これらの保険者は経済的にも苦しく、寝たきりや引きこもりの方もおられ市役所へ行くのも困難です。市も訪問などをおこなって相談に応じるなど、丁寧な徴収体制をとってください。

【回答：保険医療課】

被保険者の方のさまざまな状況を考慮しながら、今後も丁寧な対応を心がけてまいります。

【3】地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題について

1. 中小業者の経営危機は、新型コロナウイルス禍のなかで深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、地域の活性化に向けた取り組みを進めてください。

【回答：商工振興課】

中小企業の支援対策として、中小企業融資の利子の一部補給及び債務保証料の補給、木材産業への支援対策として、融資に対する利子の引き下げや、創業支援として新規創業された中小企業融資の利子の一部補給及び債務保証料の補給（平成 28 年度創設）を現在も継続して実施しています。このほか、国の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用して、さくらい応援クーポン事業では、小規模店舗専用券の発行等を行いました。

地域の活性化に向けた取り組みとしては、市内商店街で実施されるイベント等に対する補助を継続実施しており、市内の商店街の取組に協力しています。

また、奈良県産材や市内で製材された木材を使用して住宅を新築又は増築、リフォームを実施した場合の奨励金（市内共通商品券）交付事業では、令和 2 年度から交付対象者を拡大し、手続きの簡素化等も行うなど事業の活用促進を行い、継続実施しております。

なお、全市民を対象とした生活実態調査は実施しておりません。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起こっています。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめてください。

納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じてください。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

【回答：税務課・保険医療課】

市税・国民健康保険税につきましては、貴重な自主財源の確保及び公平・公正の観点から徴収の強化に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を含めまして、納税困難ケースについては、納税者の生活状況等を十分聞かせていただき、分納等を含む納税相談を行っておりますが、納期限後、文書による催告等を発送した後も納税が無く、また何ら連絡も相談もない場合は、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

なお「差押」は、「最終手段」と捉えています。納税の相談は常にお待ちしていますので、必ず相談に来ていただきますようお願いいたします。

3. 「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じるとともに、「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」について要望が多くあれば実施枠を広げてください。「住宅リフォーム助成制度」を市でも早期に実現してください。

【回答：営繕課】

住宅相談窓口」につきましては、毎年6月頃から偶数月の第3木曜日に事前予約制で実施し、住まいづくりアドバイザーが相談に応じております。

また、「既存木造住宅耐震改修事業補助金」につきましては、令和5年度は募集3件に対して実績は0件でした。今後、申込み件数が多くなった場合は、実施枠の拡大も慎重に検討して参りたいと思います。

そして、「住宅リフォーム助成制度」につきましては、自宅を新築・改築及びリフォームを実施する際に、奈良県産材や市内で製材された木材を一定量使用し、所定の基準を満たす物件に対して交付しておりますが、住宅リフォームの全般に関する助成制度は現在ございません。今後も引き続き慎重に検討をして参りたいと考えております。

4. 2023年10月から国が実施した「インボイス制度」について

今年10月から実施をされたインボイス制度は、全国で550万人ともいわれる小規模事業者が影響を受けることが明らかとなっております。私たちの生活面でも更なる物価上昇を招くことに繋がります。市としてもインボイス制度は廃止するよう国に求めてください。

【回答：出納課】

インボイス制度は、取引による正確な消費税額を把握し、適正な課税を確保する目的で国において議論され、導入されたものでありますが、当該制度は法人・個人を問わず、すべての消費税の納税者に関わる問題でありますので、税務署や関係機関と連携のうえ、事業者の皆様の不安を取り除くべく、努めてまいりたいと考えています。

【4】子育て支援について

1. 保育所および避難所の耐震化を含む改修を早急におこなってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップなどの徹底や市民に避難経路、避難訓練などをおこなってください。また、避難用備蓄庫の点検も毎年おこなってください

【回答：児童福祉課・危機管理課】

保育所の耐震化につきましては、平成26年度に第一保育所の耐震補強工事を行いました。耐震化のできていない保育所につきましては、「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」により、各施設の児童数の推移を考察しながら、統廃合も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

なお、緊急を要する改修につきましては、随時対応し、子どもの安全確保に努めてまいります。

公共施設の耐震化は、公共施設再配置方針をもとに統廃合も視野に入れて進められていることから、避難所に指定している公共施設についても同様の考え方でございます。

避難経路につきましては、災害の種類や規模によって避難経路が特定できないことから、自主防災会の避難訓練等での複数の避難経路の確認などを呼びかけております。指定避難所の所在につきましては、ホームページへの掲載、ハザードマップ等への記載で周知しているところです。

特にハザードマップについては、令和2年5月に全戸配布しており（土木課）、それに加えて令和2年8月には、スマホやパソコン等で閲覧できるWeb版のハザードマップを市のHPで公開し、周知に努めております。

避難訓練の実施につきましては、住民参加型の訓練として、地域内の自主防災会や自治会等との連携により、発災時の初期消火活動や避難場所までの集団避難等の訓練を実施しております。

今後におきましても、災害種別ごとの避難訓練や、住民による避難所開設・運営の訓練に取り組んでいきたいと考えております。

また、拠点となる避難所として小中学校等に防災倉庫を設置しており、その点検については、避難所担

当職員により年3回実施しております。

2. 認定こども園の開設が、令和10年に予定されています。就学前の児童の保育・教育に関わる基本は、子どもたちが安心・安全に過ごせる良い教育・保育環境整備と保育教育内容の実施です。財政面の効果を口実に、子どもの教育・保育の質を損なうことは、あってはならないと考えます。定員は300人の規模としていますが、大規模化による問題点はどのように考えているのか。入所定員が増えて規模が大きくなると、個々の状況に合わせた支援ができなくなることも指摘されています。保育所関係者や保護者の説明会や意見交換会を早急に行ってください。

【回答：児童福祉課・学校教育課】

令和10年4月開園を目指す、桜井市立の1園目となる幼保連携型認定こども園開園に向け、令和5年7月に利用者にあたる、保育所・幼稚園通園児の保護者に対し、アンケートを行いました。また、実際にこども園を運営することとなる、保育所、幼稚園双方の実務者会議を重ね、意見を求めました。これらの意見を踏まえ、認定こども園の開園に向け、桜井市が長年、続けてきた、幼児教育・保育の融合と、よりよい就学前施設の整備に向け、必要となる施設を備えた認定こども園の開園に向け準備を進めています。来年度以降、これらの取り組みと今後の予定について保育所関係者や保護者への説明会を実施してまいります。

3. 公立保育所の老朽化対策について

公立保育所の老朽化はひどく、いたるところに雨漏り等、日々の子どもの保育や教育活動が安心して行えない状況で一刻も放置できません。早急に修繕や施設の耐震化を行ってください。

【回答：児童福祉課】

桜井市公共施設個別施設計画において、すべての保育所の棟・部位に分け、詳細な劣化度調査を行い、保育所毎に個別施設計画を立て、改修などの優先順位を設定しています。これらの改修には、相当程度の予算措置が必要となることから、中期財政計画に上げ、必要な予算の確保に取り組んでいます。今後も子どもの安全を第一優先として、保育環境を整備してまいります。

4. 安倍幼稚園の3年保育を実施してください。

現在、市内4中学校区の内、3つの中学校区に3歳児クラスが設置されていますが、保護者の要望があれば安倍幼稚園においても3歳児保育を実施してください。

【回答：学校教育課】

令和3年12月に策定された『桜井市保育所・幼稚園の再編に向けての基本計画』に則り、1園目の幼保連携型認定こども園を令和10年4月に開園目標とし、計画を進めています。この1園目の設置場所に、旧学校給食センター跡地と現在の桜井南幼稚園の敷地を一体化して令和8・9年度に建設工事を行う予定であることから、令和6年度、桜井南幼稚園の3歳児クラスの募集を行わず、安倍幼稚園で3歳児クラスを開設することとしました。

5. 保育所の待機児童の状況と対策についてお尋ねします。

【回答：児童福祉課】

令和5年4月申込時点における市内保育所等の入所人数は1108名、第一希望待機人数は77名です。待機人数の内訳は0歳児52名、1歳児16名、2歳児5名、3歳児2名、4歳児1名、5歳児1名です。待機児童解消に向けた取り組みとして、保育士の確保が待機児童の入所に直結することから、市営保育所において、会計年度保育士の確保に向け、給与等の処遇改善を行っています。また、小規模保育所などの定員に満たない保育所への入所を案内するなどの対策を行っています。

6. 17歳以下の子ども貧困率は、13.5%と社会問題にもなり、また生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が全国的に深刻化しています。このような状況のなか、就学援助を希望する世帯が増えていきます。入学準備金の支給は入学前の早い時期に支給となりましたが、就学援助の認定基準を引き上げて、就学援助金の支給は年度はじめの早い時期にしてください。また、メガネ・コンタクトレンズの購入代など、国の基準にはない自治体独自の施策を広げて下さい。

【回答：学校教育課】

援助対象者の認定については、桜井市就学援助費支給要綱第2条第2項より、前年度所得が生活保護法第8条の規定により厚生労働省が定める基準を基に、教育委員会が定める基準額を下回る者と定められています。この基準をもとに公正に審査しているところです。認定基準については、他郡市の状況及び本市の支給状況等の研究を行い、検討を進めてまいります。

7. 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う給食費の保護者負担が生じないよう助成してください。

【回答：児童福祉課】

令和元年10月から開始された3歳児以上保育料無償化制度により、保育所では、概ね世帯年収が360万円以下の子ども、及び小学校未就学の子どもから数えて第3子以降に該当する子どもは、副食費が免除されます。

8. 子育て支援策として学校給食の無償化を行う自治体が広がっています。コロナ過を経て、物価の高騰、実質賃金の低下等により、子育て世代の経済的な負担は、ますます大きくなっています。また、7人に1人と言われる子どもの貧困が広がる現在も、子どもの命と健康を守り、栄養バランスが取れた学校給食は、セーフティネットの役割も果たしています。憲法26条は「義務教育は無償」と規定されています。食育としての教育としても、学校給食の無償化を実施してください。そのためにも奈良県や国にも働きかけてください。

【回答：学校教育課】

学校給食費については、学校給食法第11条2項において、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担となっており、全国の多くの自治体はこれに基づいて学校給食費を保護者に負担して頂いています。本市の場合、今年度の学校給食賄材料費の当初予算は約2億1千万円であり、学校給食費として保護者の皆様から頂いております。なお、このほかの給食を作るために必要な施設にかかる費用、光熱水費、人件費等の諸費用は市が負担しており、加えて今年度の10月分の学校給食費より食材費の高騰分10.8%を市が負担することで、保護者の経済的負担の軽減に努めています。

学校給食費の無償化につきましては、これまでは国が創設した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、期間を限定したかたちで実施してまいりました。しかし本市が独自で学校給食費の完全無償化を実施するとなると、年間で約2億1千万円の経費が必要となり、その財源の確保が大きな課題となります。今後におきましては、国や県の財政支援も含め、国と県、そして市が応分の負担をすることで、給食費の完全な無償化を実現させたいと考えております。学校給食費の無償化が早期に実現できるよう、今後も引き続き国や県へ働きかけてまいります。

9. 学校給食のパンは、国内産小麦について比率を上げて使用し、他の食材の地産地消をさらにすすめてください。

【回答：学校教育課】

学校給食のパンについては公益財団法人 奈良県学校給食会を通して各学校に提供されています。令和5年度の給食パンの小麦粉の配分については、奈良県産10%及びカナダ産50%以上並びにアメリカ産のブレンド小麦となっています。給食会としても国産比率を高める方針で金額や品質面のバランスを加味し取組まれているところです。

なお直近3年間の学校給食における県内産の使用割合は18.9%、県内製造品を加えると22.4%となっています。このうち野菜については、旬の時期に合わせて奈良県産とそれ以外に分けて入札を行い、できるだけ奈良県産の農産物の使用するよう努めています。県内産の野菜では、4,000食以上の用意が可能な食材が少ないという課題はありますが、県内産・桜井市産を優先して選定するようにしております。野菜以外では、にゅう麺に「三輪そうめん」、桜井市産のキャベツを使った「キャベツ入り平つくね」、桜井市産のみかんを使った「みかんジャム」などの加工食品を取り入れています。

地産地消に係る食材の内訳として、令和 3 年度食材の国内産利用割合は 83.51%、県内産 20.22%となっており国内産並びに県内産食材の使用量は増加しております。

これまでも野菜の旬の時期に合わせて仕入れの入札業者に出来るだけ奈良県産及び桜井市産の農産物の使用を行ってきました。平成 31 年 2 月から桜井市産の野菜調達と桜井市産以外に分けて入札を行い、令和 3 年度桜井市産野菜調達は 1.23%となりました。

市内産の野菜で約 4,400 食の用意が出来る食材が少ないという課題はありますが、出来る限り桜井市産を優先して選定しています。

また、野菜以外の加工食品として三輪にゅう麺汁に「三輪そうめん」、まなの漬物に「大和まなを使用しております。

今後も飛鳥汁をはじめ郷土料理を献立メニューに取り入れ、地産地消に努めてまいります。

10. いじめのない小中学校にしていくために

(1) 本市における、いじめの状況と対策の取り組みについてお尋ねします。また学校・保護者・関係機関と連携して情報を共有できるようにしてください。

【回答：学校教育課】

いじめのない学校にしていくために、学校・家庭・地域・関係機関との連携が大であり、中でも保護者との共通理解や協力は特に必要であると考えています。日頃より子どもたちの様子についての家庭連絡を大切にするとともに、学校だより・学年や学級通信・ホームページなどを使い、積極的に情報を発信しています。また、オープンスクールや参観日など設定し、学校の様子を見ていただいています。今後も地域に開かれた学校づくりに取り組んでいきたいと考えています。

(2) 市内すべての小中学校に、1校・1名のスクールカウンセラーを配置して下さい。

【回答：学校教育課】

スクールカウンセラーについては、奈良県教育委員会が派遣するスクールカウンセラーと市のスクールカウンセラーを市内全ての中学校に配置し、相談活動を実施しています。スクールカウンセラーを中学校区に配置することで、中学校の生徒、保護者だけでなく、小学校の児童、保護者にも対応できるよう取り組んでいます。また、引き続き、県教育委員会より市内小学校 2 校に対してスクールカウンセラーの配置がありましたので活用しております。

いじめ、不登校、虐待、問題行動等で精神的な苦痛を感じている子どもたち、保護者の負担を少しでも軽減し、解決するカウンセラーの必要性は増加していると考えています。今後も充実した取組ができるようスクールカウンセラーの配置充実に向けて取り組んでいきます。

11. 小学校にも中学校同様に女子トイレに生理用品を常備設置してください。

【回答：学校教育課】

小・中学校においては生理用品を保健室に常備しています。教職員が日々、児童生徒の困り感に寄り添い、相談対応を行う中、必要であれば、個々の事情に配慮する観点から、生理用品を児童生徒に配布するとともに、子どもの生活実態をつかみ、必要であれば関係機関と連携して対応しております。

また、令和 3 年度に市内の高等学校から生理用品の贈呈を受けたことから、これを中学校に配布しました。学校ではトイレの個室に配置するなどしております。物品が少なくなれば市の備蓄物品で補充しこの活動を継続しています。

学校においては、ヤングケアラー等の新たな課題も含め、子ども 1 人 1 人が持つ課題を把握することに努め教職員が共通理解した上で、授業の改善、家庭学習の充実、家庭との連携を行い、学力保障、進路保障に向けて取り組んでいるところです。

12. 不登校児童・生徒の実態と支援体制の強化について

本市における、不登校や登校拒否、引きこもり実数と対応策についてお尋ねします。スクールカウンセラーや教員を増やすことや、子どもたちの居場所づくりなど、教育条件整備が子どもや保護者の安心につながると思います。現状の体制及び今後の体制強化についての考えについてお尋ねします。

【回答：学校教育課】

スクールカウンセラーは、県と市のスクールカウンセラーを市内全ての中学校に配置し、不登校も含めた相談活動を実施しています。また、別途、県教育委員会より市内小学校2校に対してスクールカウンセラーの配置をいただいております。

教員に関しましては、通常の県費教員だけでなく、本市単独で任用している市費の教員を13名、教育支援員を6名学校に配置をしています。支援員については令和5年度より2名増員をしています。これらの教員についても子どもたちの様々な課題に向き合って教育活動を行っています。

また、中央公民館では、適応指導教室さくらの広場を開設し、不登校となっている子どもたちが学校へ登校できるよう支援しているところです。

さらに、市内の中学校1校では、不登校となっている子どもたちが家庭でタブレットを活用したりして学習したり、自教室以外の別室で学習できる「フレキシスクール」を開設しています。これは県の事業で、県内中学校5校のみで開設されているものです。

いじめ、不登校、虐待、問題行動等で精神的な苦痛を感じている子どもたちの負担を少しでも軽減し、解決するために、教員やスクールカウンセラー等、今後も充実した取組ができるよう取り組みます。

13. 「先生が足りない」と全国でも大問題となっています。桜井市の幼小中学校・園での教職員の配置について、各学校・園ごとに、今年度10月1日現在（または、2学期開始時）の配置基準と実際における教諭数・講師数の配置数を明らかにして下さい。

【回答：学校教育課】

校長、教頭、教諭等の配当基準については、国の基準により編成された通常学級数と特別支援学級数により県教委から教員数が配当されます。また、少人数学級編成等、各学校の実情に応じて、教職員が加配措置されます。非常勤講師が配置されている学校もあります。桜井市では市費講師や特別支援教育支援員を配置し、各校の教育活動がより充実するよう取り組んでいるところです。

・今年度の各小中学校の教員配置数は以下の通りです。（事務職員を除く）

桜井小18（管理職2・教諭9・講師7）	城島小24（管理職2・教諭16・講師6）
安倍小25（管理職2・教諭17・講師6）	朝倉小12（管理職2・教諭8・講師2）
大福小24（管理職2・教諭14・講師8）	初瀬小12（管理職2・教諭7・講師3）
三輪小14（管理職2・教諭7・講師5）	織田小14（管理職2・教諭10・講師2）
纏向小15（管理小2・教諭8・講師5）	桜井西小28（管理職2・教諭17・講師9）
桜井南小21（管理職2・教諭15・講師4）	
桜井中42（管理職2・教諭31・講師9）	桜井東中14（管理職2・教諭8・講師4）
大三輪中19（管理職2・教諭13・講師4）	桜井西中30（管理職2・教諭19・講師9）

・各幼稚園の教員数は以下の通りです。

三輪幼稚園（園長1・教諭3・講師1）	桜井西幼稚園（園長1・教諭2・講師1）
桜井南幼稚園（園長1・教諭3・講師1）	安倍幼稚園（園長1・教諭2）
織田纏向幼稚園（園長1・教諭2・講師1）	

14. 安心・安全な小中学校の20人学級をすみやかに実施してください。また授業を詰め込みすぎず、仲間との豊かな学校生活を保障してください。

【回答：学校教育課】

令和5年度は、国の基準により小学校1年生から4年生が1学級35名、それ以外の学年と中学校が1学級40人と定められております。国の方では、今後、小学校全ての学級定数を令和7年度までかけて順次35人学級とする予定です。ご要望の学級定数20人については厳しいと言わざるを得ません。

学校で行う学習指導の内容や標準時数は、国の学習指導要領により定められています。指導要領に示された時数はある程度の余裕を持っておりますので学校ではこの時間を活用して学校行事を行うこともできます。

15. 市立図書館の閉館時間は、現在、午後5時ですが、市内中心部から離れているため平日は通勤、通学の利便性を考慮して午後7時まで延長してください。読書会サークルなどが利用しやすいように無料で会議室を使用できるようにしてください。また、利用者の要望を反映させる図書館協議会の設置をしてください。

【回答：社会教育課】

図書館の開館時間の延長につきましては、要望を受け平成21年度より30分拡大し、午前9時～午後5時までとなっております。また、平成25年11月20日から25日までの期間、通常午後5時までのところ7時まで開館延長を試行いたしましたが、実際の利用者は数名程度でございました。

また、研修室の利用につきましては、図書館条例において定めており、特定の団体を優先することなく、受益者負担をお願いしており、市の事業においても使用料は徴収しております。

図書館協議会については、図書館法により置くことができると規定されていますが、現在、本市においては図書館運営委員会を設置しております。市民の要望を反映するため、図書館及び社会教育課も連携をしながら図書館運営を行っています。今後も、広く市民に親しまれる図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

16. 教職員増やICT教育についての支援員の増員について、県や国に引き続き要望してください。

【回答：学校教育課】

校長、教頭、教諭等の配当基準（定数）については、国の基準により編成された通常学級数の規模に応じた数及び特別支援学級数により教員数が配当されます。また、定数以外の加配分については、少人数学級編成、児童生徒支援等、各学校の実情に応じて措置されます。近年、学校における様々な課題、ICTを活用した教育等に対応するための教員等の増員に向けて、様々な機会を通じて要望したいと考えております。

17. 市内で安心・安全に遊べるよう公園整備や遊具の点検と設置、親子で集える大型公園などの新設をして下さい。

【回答：都市計画課】

鳥見山緑地公園につきましては、平成30年度から公園整備を再開し、令和2年度までの3年間で、公園外周の園路の保護を目的とした、公園西側法面の補強工事までを完了しました。ですが、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな状況の変化が生じ、非常に厳しい財政状況が想定されることから、やむなく、令和3年度より当面の間、公園整備を休止する事となりました。

今後、市の財政状況を見極め、各事業の選択や国の補助金の確保に注視しながら、慎重に検討した上で、鳥見山緑地公園の事業再開時期を判断していきたいと考えております。

桜井中央児童公園（シャルトル公園）につきましては、令和元年度から3年度にかけて、トイレやあずまや、複合遊具（幼児向け、児童向け各一種）の新設などの公園本体部の整備を行い、令和4年度の新庁舎へと続くプロムナードの整備をもって全面リニューアルが完了し、子育て世代をはじめ多くの皆さんにご利用いただいております。

また、市が管理している都市公園につきましては、遊具関係は、専門業者による安全点検を毎年実施すると共に、全公園を対象に、年4回、職員による公園施設の点検を行い、修理が可能な遊具等につきましては修繕による長寿命化を図っており、危険と思われるものは使用停止又は撤去し、老朽化に起因する事故の防止に努めております。

【資料】

◇市内都市公園数 32箇所（鳥見山緑地公園は除く）

【5】高齢者支援について

1. 桜井市総合福祉センター「竜吟荘」は高齢者にかかわらず、市内・市外の方も利用できるようになりましたが、利用者の9割が60歳以上の高齢者です。平成26年度から浴場施設が利用者負担で再開され、センター行きのコミュニティバスの料金が往復200円で利用できるようになりましたが、あまり施設の利用者が増えていません。コミバスの利用者がほとんどいないからです。廃止をされた巡回バスの再運行やデマンドタクシーの運行をおこなってください。

【回答：行政経営課】

桜井市の地域公共交通は、日常生活における通院、通学や買い物等の生活路線として整備をしています。運行にあたっては、鉄道駅や既存のバス停からの距離を勘案し、運行実績を踏まえてそれぞれの地域特性に応じた交通手段の整備を行っているところです。

ご指摘のとおり、今後、高齢化が進むことが予想されるなか、公共交通が担う役割は大きくなるものと考えています。持続可能な公共交通とするため、絶えず利用状況等について点検し、高齢者の皆さんが使いやすい運行に努めます。

市南部地域については、現在、コミュニティバス多武峯線を運行していますが、この路線では、通院や通学、買い物等以外に談山神社や聖林寺、音羽観音等の名所旧跡が沿線上にあり多数の乗客を運ぶ必要があることから、現行の形態が適しているものと考えています。

しかしながら、巡回バスの廃止に伴い、総合福祉センターの利用も減少したことも事実です。今後は、コミュニティバスや総合福祉センターの利用状況を見ながら、ご利用していただきやすい便の設定について検討し、利用促進に努めます。

2. 桜井市でも一人暮らしの高齢者が多く、中山間地域では過疎化が進み、高齢者をはじめとする買い物弱者といわれる人たちが、増えているがそれに対してどのような対策を考えていますか。

【回答：行政経営課】

桜井市が進めています多極ネットワーク型コンパクトシティの取組みの中でも、「ネットワーク」の機能を担う「公共交通」の取組みが、「買い物弱者」対策に効果のあるものと考えています。

桜井市では、現在、生活交通の確保、維持に向け、コミュニティバスと予約型乗合タクシーを運行し、住民の皆さんのお宅から半径1キロ以内に、駅やバス停があるよう路線設定を図り、ご利用をいただいています。

このコミュニティバスと予約型乗合タクシーの路線には、病院や駅、行政機関の他、スーパーなどの商業施設前にバス停や発着場があり、複数の商業施設に直接、あるいは桜井駅経由で移動していただくことができます。

高齢化に伴う免許返納が進み、車が無い世帯が増加するなか、この生活路線の維持は非常に重要で、これからも現在のサービス水準を保っていきたいと考えています。

また「買い物弱者」に対する支援については、行政だけではなく、民間と連携した取組みが必要です。民間事業者のなかには、移動販売や宅配サービスなど「買い物弱者」に対するサービスを実施されているところもあります。今後は、このような官民が提供するサービスの啓発を行いながら、引き続き「買い物弱者」支援を行います。

3. 高齢化が進むにつれ、加齢性難聴者になることが予想されます。難聴を改善する方法として補聴器を使用する方法がありますが、高額なために購入を諦める人もいます。今年度から桜井市高齢者補聴器購入費用助成制度が実施されていますが、対象者を住民税非課税世帯以外にも広げて下さい。

【回答：高齢福祉課】

令和5年度から聴力機能の低下により日常生活に支障が見られる高齢者に対して、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため難聴高齢者補聴器購入費助成金を交付しています。

補聴器が高額であるため購入が難しい方への支援として、住民税世帯非課税者を対象としています。

4. 桜井市の地域公共交通について

市は今年度中に新しい地域公共交通総合連携計画を策定しましたが、地域住民の参加とニーズをさらに細かく把握して計画に反映してください。また、香芝市ではデマンドタクシーの利用料金が1回200円ですが、桜井市では500円と非常に高いです。多くの市民に利用してもらえば単価は安くなります。昨年度のコミュニティバスとデマンドタクシーの利用状況と事業費についてお尋ねします。

【回答：行政経営課】

地域公共交通計画策定にあたりましては、公共交通の利用実態や公共交通へのニーズを把握することが地域公共交通サービスの持続可能な提供を確保するためにも必要であることから、令和3年度に、市民3千世帯と、別途コミュニティバス、路線バス、デマンドタクシーそれぞれの利用者にアンケート調査を実施しました。その結果も分析、反映したうえで、コミュニティバスやデマンドタクシーの再編など、鉄道や路線バスとの連携も含めた、桜井市において望ましい、持続可能な地域公共交通サービスの構築を図りたいと考えています。

令和4年度の実績について、コミュニティバスは、運行経費 89,891,900 円、運行収入 23,159,515 円、利用者数 108,573 人でした。また、デマンドタクシーは、運行経費 4,785,000 円、運行収入 811,300 円、利用者 1,749 人でした。

【6】桜井市の纏向遺跡等の観光地について

1. 纏向遺跡の発掘調査は面積のわずか2%です。「纏向遺跡・纏向古墳群の保存・活用計画書」にもとづき、遺跡の全容解明と整備を急いでください。遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存と管理については、纏向遺跡及び纏向古墳群全域を対象にして全面保存と国の史跡指定を受けてください。

【回答：文化財課】

纏向遺跡につきましては、遺跡の範囲が広大であることに加え、区域内にいくつもの居住域が点在していることから、短期間に調査を進め全域を指定するという事は、非常に困難な状況にあります。

そのため、史跡指定については古墳や集落中枢部などの重要地点で、範囲確認調査の完了した部分から順次史跡指定を行う方向で国から指導を受けており、平成25年度には大型建物が出土した辻トリイノ前地区の一部及び旧纏向小学校跡地の史跡指定を受け、平成28年度には箸墓古墳周濠の史跡指定を受けております。また、平成30年度には辻地区の一部を追加指定し、令和2年度には纏向石塚古墳および辻地区の未指定地を、令和4年度には太田地区の一部を追加指定、本年度には公有化に着手したところであります。

今後も「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群一保存・活用計画書」に基づき、積極的に史跡の追加指定などの保存事業や実態解明のための確認調査、活用事業などの進め方についても国や県、各委員会(纏向遺跡調査委員会・纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会)などの御指導を頂きながら作業を進めていきたいと考えております。

2. 纏向遺跡センターエリアとしての史跡太田地区に、遺跡を解説するガイダンス機能等の整備事業を急いでください。

【回答：文化財課】

史跡纏向遺跡太田地区は纏向遺跡の整備事業の核となる地点と位置付けており、平成28年度事業として便益施設の建築をさせて頂きました。令和元年度には便益施設西側の広場の造成と整備工事を行い、第1期の整備工事を完了させたところです。

また、本年度には「纏向遺跡ガイダンス施設整備基本計画」の策定に着手しており、市としましても纏向遺跡のガイダンス施設の整備は最も優先すべき課題の一つと捉えておりますので、財政状況や多くの課題解決のための事業などとの優先度を勘案しつつ、着実に、そしてできるだけ早期に事業を進めてまいりたいと考えております。

3. 箸墓古墳の隣接地の周濠部エリアについて、国史跡への指定を受けましたが、今後の整備事業の方法として、国営公園としての保存と、遺跡博物館を設置するよう国や県に働きかけてください。

【回答：文化財課】

箸墓古墳周濠隣接地につきましては平成 28 年度に史跡指定を受け、令和元年度で指定地の公有化事業を完了させたところです。

今後の整備手法につきましては国や県、各委員会などのご指導を頂きながら計画を考えていきたいと思っておりますが、基本的には史跡公園として箸墓古墳の墳丘の裾や周濠などの関連遺構の明示を行うとともに、遺跡を訪れた方に活用いただくためのガイダンスゾーンや、休憩所などの設置を行いたいと考えています。

なお、史跡地内への博物館などの建設は難しい状況ですが、周辺地区をも含めた国営公園化や纏向遺跡を総合的に案内する博物館の設置につきましては、将来的な課題として視野に入れ、整備事業の立案を行っていきたくと考えています。

【7】「県域水道一体化」について

10月5日に行われた第2回法定協議会では、今後、検討する論点として、統合後の水道料金について見直し期間を従来5年としていたのを3年とする、企業団に参加しない団体への用水供給単価などについて話し合われたと聞いています。「県域水道一体化」は、市民にとっても桜井市の自己水源が廃止されるかどうかの大事な問題です。しかし、市民にはこのような情報が入ってきていません。協議会の内容はその都度、広報誌やホームページ、市民説明会などを通じて市民に知らせて下さい。

【回答：水道総務課】

まず、桜井市の自己水源につきましては、昨年のヒアリングでもお答えいたしましたとおり大幅な料金改定をしなければ、地方公営企業としての健全な経営が出来なくなります。

そのことは、関係する26の構成団体全ての共通した課題であり、解決するための手段として、今年2月1日に、県下の26団体が「奈良県広域水道企業団基本計画」に合意の上、「水道事業等の統合に関する基本協定書」を締結し、議会の議決を得て地方自治法に基づく法定協議会として、4月1日に「奈良県広域水道企業団設立準備協議会」を設立しております。

現在、法の規定に基づき、企業団設立のための関係団体が連絡調整を図り、広域的な水道事業の計画を共同で作成している状況であります。

そのような中、7月21日に開催された「第1回 法定協議会」で、山下知事から提案された内容は、基本協定を締結した関係団体には、まったく同意のできないもの（統合の形態・料金統一・統合の時期・途中参加）であったことから、改めて10月5日に「第2回 法定協議会」が開催されました。

知事からは第1回の協議会で提案された内容（統合の形態・統合の時期・料金の統一）について、基本協定を継承する、従来方針を維持する考えが示されました。

同時に、知事からは今後の検討事項として新たに4つの論点が提案されました。

そのうちの1つが、統合後の料金について検討する期間を5年から3年にしてはどうか、2つ目が企業団への途中参加について、3つ目が企業団に参加しない団体への用水供給単価について、4つ目に企業団協議会の定数について提案がありました。

この4点につきましては、副知事を座長に関係団体の長10人で構成される「県域水道一体化検討部会」で検討協議され、その結果を、第3回 法定協議会に図ることになります。

第1回 県域水道一体化検討部会は、11月6日に非公開で開催され、料金の検討期間は5年が良い、企業団への途中参加は議論する必要はない、議員定数については基本計画を尊重しているため異論なしであったと報告を受けております。

市民には、これまで上水道課を窓口とするホームページや広報誌による情報提供を行っておりますが、第2回の法定協議会が非公開による形式となり、各報道機関への発表は協議会終了後、知事による囲み取材のみとなっております。

当日は、協議会資料の配布もなく、パワーポイントによるものであり、県ホームページにも公表されておらず、関係団体は大変苦慮しているところでございます。

県一体化準備室には早急に健全な状態にさせていただくよう働きかけているところでございますのでご理解

ください。

【8】新型コロナウイルス対策について

1. 5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。しかし、感染力が非常に強く、新型コロナの感染者数が増加傾向にあります。医療機関、介護施設、保育所、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に抗原定性検査を無料配布してください。

【回答：けんこう増進課】

集団感染によるリスクの高い施設の職員などに抗原検査を実施し、施設におけるリスク管理を行うメリットは大きいものと考えます。

しかし、上記施設等の関係者やその家族の数は膨大であり、継続して抗原定性検査キットを購入する費用や確保できる検査キットに限りがあり、実施は困難であると考えます。

2. 台風災害などで避難所として使われる公共施設などの感染拡大対策として、和式トイレの洋式化や誰でも使えるユニバーサルトイレ、エアコン設置やジェンダー平等の取り組みも推進してください。

【回答：危機管理課】

避難所となる各小中学校の体育館トイレにつきましては、令和2年度に避難所の環境改善に向けた対策として洋式化を行わせていただきました。

ユニバーサルトイレについては、市役所本庁舎や保健福祉センター、中央児童公園に設置をしており、他の施設については、今後検討を進めていきたいと考えております。

また、防災の拠点となる本庁舎には、地域交流広場にマンホールトイレを設置しております。

体育館へのエアコンの設置につきましては、常設を行う計画はございませんが、暑い時期や寒い時期の避難生活は体調を崩す避難者が出ることも考えられることから、必要に応じて、スポットクーラーや暖房機を購入、またはレンタルするなどして対策することとしております。

また、体調を崩しやすい高齢者や年少の児童などがいる場合には、学校の授業活動にできるだけ影響がでない範囲で、臨時的にエアコンのある部屋で滞在できるように配慮いたします。

避難所のジェンダー平等の視点に立った運営につきましては、男女共同参画の視点により衛生用品や個室テントなどの災害備蓄品調達を進めるとともに、実際の避難所運営においては、地域に避難所運営していただく際に、ジェンダー平等の理解が促進されるよう、マニュアル等の整備を行って、周知や訓練等に活用するなど、女性など配慮が必要な方がストレスなく避難生活ができる対策を進めてまいります。

【9】自衛隊への電子・紙媒体での自衛官募集の名簿の提供は行わないで下さい。

本人の同意なしに、「個人情報を提供するのは個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害」「住民基本台帳法は閲覧を認めているだけで、電子媒体や紙での提供は認めていない」等、自治体の名簿の提供に、市民から不安や懸念の声が広がっています。自衛隊への電子・紙媒体での自衛官募集の名簿の提供は行わないでください。また、市民に「除籍申請」の制度についても周知・徹底してください。

【回答：市民課】

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。

自衛隊法第97条第1項では「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められており、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定められています。

また、防衛省及び総務省から令和3年2月5日付「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」の通知で、「募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」と明記されています。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、地方自治体の個人情報の取扱いに関しては、同法の規定に基づき実施することになりました。同法第 6 9 条第 1 項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限していますが、本件については、自衛隊法施行令第 120 条に基づき募集対象者の個人情報の提供をするものであり、法令に基づく適正な事務です。

本件が法令等に違反する情報提供ではないことは前述のとおりですが、令和 5 年度より自衛隊への情報提供を希望されない方への配慮として、本人、法定代理人等から事前に除外申請の手続きを行っていただくことにより、提供する情報から除外することとしています。

【10】私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現してください。

1. グリーンパーク前から 166 号線忍阪へ出る道路で、路面がデコボコでバイクなどの通行が危険なため早急に整備をしてください。

【回答：土木課】

市道の舗装補修工事は、計画的に随時工事を進めているところではありますが、舗装の老朽化に補修工事が間に合わない状況です。道路パトロールを行い、路面状況により通行に支障をきたしている箇所については、職員にて修繕を出来る範囲で行い対応しています。今回の要望箇所につきましても、計画（施工）時期が参りましたら、適切に対応させていただきたいと考えております。

2. 台風など水害によって桜井市内においても、がけ崩れや道路の陥没など大きな被害をもたらしています。早急に風水害に対する防災対策を講じてください。河川状況の現状の把握に努め、大和川の慈恩寺下流と寺川上之庄から下流の浚渫に努めてください。

【回答：土木課】

土木課では、浸水被害の軽減を図るため、水路改修工事や道路改修工事を計画的に進めています。堆積土砂の浚渫につきましては、一級河川の管理者である奈良県において、河川断面の阻害度合いを踏まえて優先度の高い箇所から順次浚渫を予定しており、非出水期間での対応と聞いています。

今後も、大和川流域総合治水対策を奈良県と連携するとともに、引き続き地元のご協力をいただき、維持管理に努めてまいりたいと考えています。

3. 栗殿宮元町の倉橋ため池用水路の横の市道が狭くなっているところがあります。自動車の幅とガードレールとの隙間が少ししかなく危険です。道路の拡幅を急いでください。

【回答：土木課】

一部狭隘な部分があり、栗殿区からも改善要望が提出されております。栗殿区とも協議し改善の検討を行っております。

4. 下水道について整備計画を明らかにして、普及を早くすすめてください。

【回答：下水道課】

公共下水道の整備計画につきましては、市のホームページ、下水道課の生活環境ホルダー内に社会資本総合整備計画として、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画を掲載しております。

また、本市の公共下水道は、整備後、令和 4 年度末時点において 40 年を経過する管路が約 32 キロメートルにおよびます。このことから、既に整備が完了している区域につきましても、持続的な資産使用のための調査・点検・改築・修繕を行わなければならないため、桜井市公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、ホームページにて公表しております。

それぞれの計画の詳細につきましては、下水道課の窓口にて対応しております。

次に、整備率でございますが、事業計画面積 1061.54 ヘクタールに対し、令和 4 年度末現在、710.09 ヘクタール、約 66.9% の区域が整備済みでございます。

今後の普及促進につきましては、上記計画に基づき地元要望を考慮した上で、各関係大字代表者と協議を行い、積極的に整備してまいりたいと考えておりますのでご理解よろしくお願いいたします。

5. 奈良交通多武峯線の竜吟荘のバス停へは、桜井駅南口からは一日2往復しかなく、利用者から増便してほしいとの声が上がっています。早急に改善してください。

【回答：行政経営課】

桜井市総合福祉センターバス停への直接乗り入れについては、桜井駅南口発が9時分56発と11時01分発、桜井市総合福祉センター発が14時40分発と15時44分にあります。時刻表を設定する際には、総合福祉センターにも相談しながら、一番ご利用しやすい時間帯を設定させていただいています。

また、その他の時間帯については、総合福祉センター横の倉橋池口が最寄りバス停となり、行き10本、帰り10本の便を設定しています。

今後は、乗降状況や総合福祉センターの利用状況を見ながら、ご利用していただきやすい便の設定について検討し、利用促進に努めます。

6. 三輪駅周辺道路の神社側への整備が、今年度終了と聞いています。JRと「三輪駅にエレベーター設置」についての協議の進捗状況を教えてください。

【回答：行政経営課】

現行の三輪駅については老朽化が進んでおり、現状でのエレベーター設置は難しいものと考えられます。今後、駅舎の建て替えや環境整備の要望をJR西日本に行う際には、ご要望の内容も含め、駅舎のバリアフリー化について協議します。

7. 三輪駅ホームから東出口（正月時のみの臨時出口）からも、ICカードなどで入場できるようにして改善を要望してください。

【回答：行政経営課】

改札口の運用についてはJRの所管事項になりますので、このような要望があったことをJRに伝えます。